千葉県畜産総合研究センターにおける競争的資金等の不正防止計画

この計画は、文部科学省及び農林水産省が定めた「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(以下「ガイドライン」という。)及び「千葉県畜産総合研究センターにおける競争的資金等の管理に関する取扱要領」(以下要領という。)第4の規定により、競争的資金等の不正防止に関することを以下に定める。

1. 適用対象となる研究費

この計画の対象とする研究費は、関係府省から配分される競争的資金を中心とした公募型研究費、関係府省等からの受託研究費(以下「競争的資金」という。)とする。

2. 法令遵守

競争的資金を利用するに当たり、千葉県職員として「千葉県職員服務規程」、「職員の旅費に関する条例」、「千葉県財務規則」その他の関係法令を遵守し、それに加え本計画において必要な事項を定める。

3. 責任体制の明確化

競争的資金の不正防止管理責任体制を明確にし、千葉県畜産総合研究センター(以下「センター」という。)のホームページにて公表する。

4. 不正防止計画の取り組み

- (1) 物品の発注・納品・検収・支払の明確化 研究者と業者の不正を防止するため、発注者と検収者を分離する。
- (2) 旅費の事実確認 出張伺い、「しょむ 2 | による出張申告、復命書等の書類の確認を行う。
- (3) 関係者の意識向上

不正防止計画推進部署は、ガイドラインや要領等の関連規程の周知徹底を図るため、コンプライアンス教育として研修会や説明会等を開催する。

(4) 不正通報窓口の設置

要領第5の2に基づき、総務課を不正通報窓口とし、その存在をホームページにて公表し、センター内外から幅広く通報を受けるものとする。

5. 不正防止計画の見直し

不正を発生させる要因の把握とその検証、文部科学省、農林水産省からの情報提供及び他の研究機関の対応等を参考に随時見直すこととする。

附則

この計画は、平成20年5月1日より施行する。 平成23年3月22日一部改訂

平成27年2月 5日一部改訂